

福祉保健活動拠点とは…

地域における市民の自主的な福祉活動・保健活動等のための場を提供することにより、市民の誰もが日常的に相互に支えあい、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現に資するために設置された施設です。

(横浜市福祉保健活動拠点条例第1条)

利用にあたってはあらかじめ登録が必要です。

利用登録・予約について

登録を希望される福祉団体は、事前に下記の書類を提出してください。

- 利用登録申請書
- 会員名簿

●活動目的、団体の規則がわかるもの

●活動内容がわかるチラシ、パンフレット等
※申請書は、活動内容等を伺ってからお渡しします。

※利用登録が承認された後「利用登録承認書」を発行します。

※但し、政治・宗教・営利を目的とした利用はできません。

※施設の設置目的に反する場合は、登録をお断りいたします。

予約は6か月前の1日からできます。

(日・祝日除く)

- 利用当日までに「使用申請書」に記入をしてください(用紙は受付にあります)

※登録・利用料金は無料です。

登録・受付・お問合せは…

神奈川区社会福祉協議会

〒221-0825

横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川1F

TEL 045 (311) -2014

FAX 045 (313) -2420

開館時間

午前9時～午後9時(日曜祝日は午後5時閉館)

※年末年始(12月29日～1月3日)は休館日



神奈川区 福祉保健活動拠点のご案内





● 多目的研修室 1.2

99.33 m²

パーティションをはずせば

60人程度まで入れます。

研修や会議、講座などに利用できます。
ビデオ・DVD・プロジェクター機器があります。

ロールスクリーンでの映写も可。



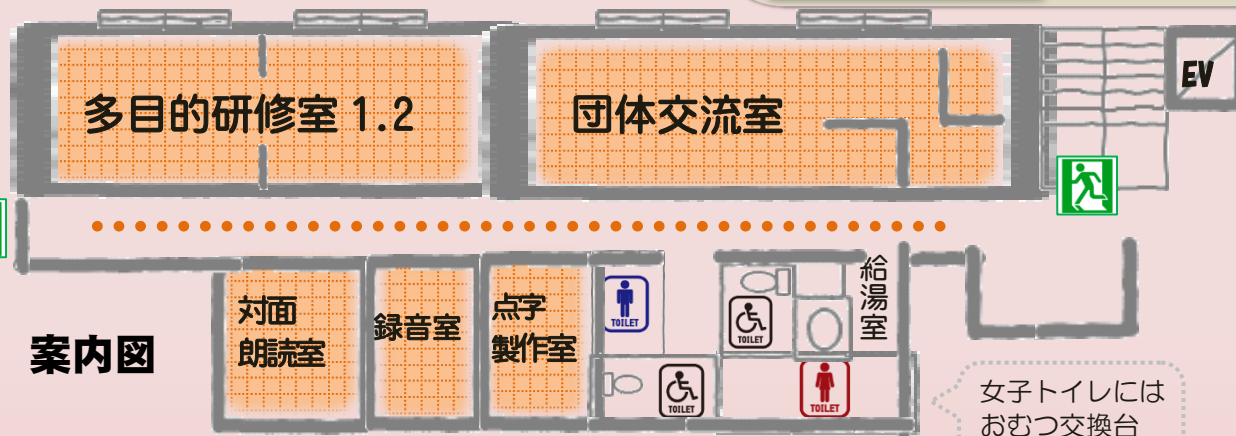
● 団体交流室

110.18 m²

30人程度まで入れます。

簡単な打合せや、団体間の交流に利用ができます。
1つの団体の占有利用はできません。
普段はパーティションで2つのスペースに仕切られています。

コピー・印刷機を設置しています。(有料)



機器センターさん



コピー機



印刷機



女子トイレには
おむつ交換台
があります

車いすで利用できる
トイレが2つあります



● 対面朗読室

20.00 m²

録音テープの編集や視覚障がい者への対面朗読を行う部屋です。

8人程度の打合せにも利用できます。



● 録音室

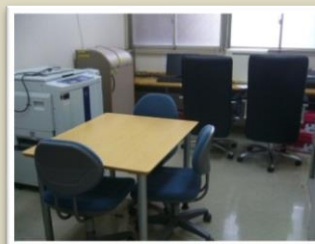
15.00 m²

視覚障がい者へ情報提供するテープが録音製作できます。

● 点字製作室

16.00 m²

点字印刷物の作成や発送作業ができます。



点字プリンター

ボランティアセンター
(はーと友神奈川 1階)

月曜日～土曜日

9:00～17:00

TEL: 045 (322) 2897

※ご利用の際は、部屋の清掃、
ゴミの持ち帰りをお願いします。